

呉市水道局告示第15号

平成23年度及び平成24年度において呉市水道局（以下「局」という。）が発注する測量，建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。），補償コンサルタント及び地質調査に係る業務（以下「測量等の業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び資格審査の申請手続などについて，呉市水道局契約規程（昭和39年呉市水道局規程第12号）第3条第4項（同規程第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により，次のとおり告示します。

平成22年10月19日

呉市水道企業管理者

荒井 和雄

1 入札参加資格申請書を提出することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は，入札参加資格申請書を提出することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 測量を希望業務とする場合は，測量法（昭和24年法律第188号）第55条，建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般を希望業務とする場合は，建築士法（昭和25年法律第202号）第23条，その他業務のうち不動産鑑定部門を希望業務とする場合は，不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- (3) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野につ

いて、業務を行った実績がない者

(4) 市町村税ならびに消費税及び地方消費税の滞納がある者

(5) 資格審査の申請において虚偽の申請を行った者（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由として局の入札参加資格の取り消しをされた者で、資格審査の申請日において、当該処分の日から3年を経過している者を除く。）又は重要な事項について記載（添付）しなかった者。

2 入札参加資格審査に関する事項

次に掲げる事項を総合的に審査した結果に基づき、資格審査の申請のあった業務の種類に応じて定めた資格とする。

(1) 経営に関する事項

ア 業務別年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 有資格者数

エ 営業年数

(2) その他の事項

ア 局の指名停止等の状況

イ 法令違反その他管理者が必要と認める事項

3 資格審査申請の手続

(1) 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（別記様式1）及び別表に掲げる書類（様式は別に定める。以下「申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

(2) 提出期間

ア 平成22年11月1日（月）から平成22年11月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

なお、提出期間経過後は、管理者が特に必要とする場合を除き受理しない。

イ 追加提出期間

別に告示する。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

申請書等は、本店又は支店等を呉市内に有する者は持参するものとし、それ以外の者は持参又は郵送によるものとする。

イ 提出場所

呉市水道局管理部財務課契約係

(〒737-0811 呉市西中央3丁目1番5号 呉市水道局2階 電話 0823-26-1612)

4 入札参加資格認定の通知

資格審査結果は、平成23・24年度の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に登載し、申請者に通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

資格の取消しを受けた者は、平成23年度及び平成24年度において再び資格の認定を受けることができない。また、平成25年度以降についても、その取消しに係る資格審査の申請の日から36か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成25年3月31日まで有効とする。ただし、平成25年4月1日以降においても平成25年度

の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成25年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 申請書等の記載事項の変更

申請後において申請書等の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書類等を提出すること。

8 随意契約についての準用

7までの事項は、特別の場合を除き、局が随意契約により測量等の業務を発注する場合における当該契約の相手方となるべき者の資格について準用する。

9 その他の事項

(1) 呉市及び呉市交通局へ入札参加を希望する者は、それぞれに提出すること。

(2) この告示で定めない事項については、必要に応じて管理者が定める。

別 表

番 号	資格審査申請書類等	様式 番号	書面申請	
			市 外 業 者	市 内 業 者 ・ 準 市
1	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書	様式 1		
2	入札参加業者登録台帳	様式 2		
3	技術者経歴書 (広島県様式第 3 号 有資格技術職者名簿でも可)	様式 3		
4	測量等実績調書 (広島県様式第 4 号 希望業種実績調書でも可)	様式 4		
5	国税通則法施行規則(昭和 3 7 年大蔵省令第 2 8 号)別紙第 9 号その 3 , その 3 の 2 , その 3 の 3 による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)(写し可)			
6	委任状(代表取締役などから支店長などに対する委任事項を証した書面)			
7	商業登記簿謄本(写し可) 法人の場合のみ			
8	誓約書(個人事業者用), 代表者の身分証明書(写し可) 個人事業者の場合のみ	様式 5		
9	使用印鑑届	様式 6		
10	印鑑証明書(写し可)			
11	納税に関する誓約書(法人・代表者・受任者用)	様式 7		
12	営業所等所在調書	様式 8	-	
13	測量業者登録証明書, 建設コンサルタント現況報告書, 地質調査業者現況報告書, 補償コンサルタント現況報告書, 建築士事務所登録証明書, 土地家屋調査士登録証明書, 計量証明事業者登録証明書, 不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書(写し可)			
14	法人...直前 1 年の事業年度についての, 貸借対照表, 損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書 個人...直前 1 年の事業年度についての, 貸借対照表及び損益計算書 (写し可)			

15	受付票	様式 9		
16	返信用封筒（住所記入・80円切手糊付）1通（郵送の場合は2通）			
17	ファイル（A4サイズ・グリーン色）			

- 1．別表記号等の説明
必ず提出してください。
必要な場合に提出してください。
- 2．各種証明書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出してください。
- 3．建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、番号4、7及び14に定める書類については提出を省略することができます。
ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限ります。
- 4．入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、番号15にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とします。